

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書  
(継続届出用)

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入 力	確 認
贈与者、被相続人 の氏名		※	※

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(注)</sup>の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・	株(口)円	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・	株(口)円	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・	株(口)円	円

2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定に該当することにより免除された猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。

番号	該当する免除規定 (該当する規定にレ点を付し、項号を記載してください。)	免除された猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円

3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円
	・ ・	円	円

(裏)

- 1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法等

- (1) 「1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄
- イ 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
  - (ロ) 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
  - (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
  - (ニ) 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
  - (ホ) 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- ロ 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - (ロ) 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - (ニ) 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - (ホ) 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- (2) 「2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定による免除を受けた場合に記載します。
- (3) 「3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第21項の規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第22項の規定による免除を受けた場合に記載します。

(注) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。